

第 48 号議案

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年愛南町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人及び選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表備考中「投票所又は期日前投票所の投票管理者」を「投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人」に、「投票立会人の」を「期日前投票所の投票立会人が」に、「得た額とする」を「得た額」に、「ある」を「生じる」に改め、「切り捨てる。」の次に「とする」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月13日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の一部改正に伴い、選挙長等の報酬単価改定の必要が生じたため。

愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対

照表

現 行				改 正 案			
本則 略				本則 略			
別表第1(第2条、第3条関係)				別表第1(第2条、第3条関係)			
職名	区 分	報酬の 額	費用 弁償 の額	職名	区 分	報酬の 額	費用 弁償 の額
(中略)				(中略)			
選挙長	日 額	<u>10,800</u> 円		選挙長	日 額	<u>12,200</u> 円	
投票所の投票管 理者	日 額	<u>12,800</u> 円		投票所の投票管 理者	日 額	<u>14,500</u> 円	
期日前投票所の 投票管理者	日 額	<u>11,300</u> 円		期日前投票所の 投票管理者	日 額	<u>12,800</u> 円	
開票管理者	1 回 の 選 挙 に つ き	<u>10,800</u> 円		開票管理者	1 回 の 選 挙 に つ き	<u>12,200</u> 円	
投票所の投票立 会人	日 額	<u>10,900</u> 円		投票所の投票立 会人	日 額	<u>12,400</u> 円	
期日前投票所の 投票立会人	日 額	<u>9,600</u> 円		期日前投票所の 投票立会人	日 額	<u>10,900</u> 円	
開票立会人	1 回 の 選 挙 に つ き	<u>8,900</u> 円		開票立会人	1 回 の 選 挙 に つ き	<u>10,100</u> 円	
選挙立会人	日 額	<u>8,900</u> 円		選挙立会人	日 額	<u>10,100</u> 円	

備考 投票所又は_____期日前投票所の投票管理者_____又は_____投票立会人の受ける報酬は、その従事した時間が6時間未満であった場合は、この表に定める報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)_____。

以下 略

備考 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が受ける報酬は、その従事した時間が6時間未満であった場合は、この表に定める報酬の額に2分の1を乗じて得た額_____ (100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。)とする。

以下 略